

## 政策目標

### 2

## 安全・安心で 快適なまち

防災対策や消防・救急体制の充実、地域ぐるみの防犯活動の推進を通じて、住んでいる人はもちろん訪れる人の誰もが、安全・安心で快適に過ごすことができるまちを目指します。

### 〈施策分野〉

- 2-1 消防・救急体制の強化
- 2-2 災害対策の充実
- 2-3 総合治水対策の強化
- 2-4 地域安全活動の充実
- 2-5 安全な水の安定供給
- 2-6 ごみ対策の充実
- 2-7 環境にやさしいまちづくり
- 2-8 生活排水対策の充実
- 2-9 良好な住環境の整備
- 2-10 潤いと活気のあるまちづくり
- 2-11 公共交通体系の充実
- 2-12 道路環境の整備

# 2-1

安全・安心で快適なまち

## 消防・救急体制の強化

### 現況と課題

消防職員や消防車を本署、支署及び2分遣所の4か所に配置していますが、近年の各地域の人口の状況に合わせた消防署所配置とし、災害発生時の初動体制を強化する必要があります。

多様化する災害に対応し、市民・来遊客の安全を確保するため、優先的に消防車や機械器具の整備を行っていますが、今後も大規模災害に対応するため、活動体制の充実強化と合わせて、消防署、地域の消防団及び自主防災組織が連携するとともに、市民一人一人が防災意識を高く持つ災害に強い安全な地域社会をつくることが重要です。また、「安心して泊まれる伊東温泉」として、旅館、ホテル等の宿泊施設の安全性向上に向けた指導と予防体制の強化を図ることが必要となります。

救急車は、国の定めた基準より1台多く配置し、4台の高規格救急車で昼夜対応していますが、救急出動件数は年々増加し、平成13年以降9年連続で4,000件を超えています。また、高齢化の進展や住民意識の変化に伴い、救急需要は高い数値で推移すると考えられるため、救急車の適正利用の広報や救急業務の高度・専門化に対応した救急体制の充実を図るとともに、市民の応急手当に関する知識や技術の向上を図る必要があります。

現在、消防車6台、救急車4台、はしご車・救助工作車各1台で各種災害等に対応しています。今後については、災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応するため、出動体制や増援体制の強化、人員配備の効率化、住民サービスの向上を目指し、複数の市町と共同で消防業務を行う「消防・救急の広域化」を図る必要があり、様々な視点から調査・検討を行っています。

各自の職業に就きながら平時の予防・防災活動や火災時の消防防災活動に従事する消防団員は、地域に密着した非常備の消防機関として、常備の消防機関とともに重要な役割を担っています。その活動には事業所等の理解が不可欠であり、現在、事業所の協力を得て、定員を確保していますが、消防団員に占める被雇用者(サラリーマン)の割合が年々増加しているため、各事業所との連携、協力体制を一層強化し、入団しやすく活動しやすい環境整備をすることが重要です。

### 目 標

火災がなく、安心して住める伊東・安心して泊まれる伊東温泉を目指します。

### 成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状	目標値 (H27)	目標値 (H32)
火災件数	伊東市で1年間に発生した火災の件数	平成22年	0件	0件
		39件		
市民等による心肺蘇生法とAEDの実施率	心臓や呼吸が止まった人に対して、付近に居合わせた人(バイスタンダー)が心肺蘇生を実施した率	平成22年	60%	80%
		46%		

## 目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 防火防災意識の高揚	市民の一人一人が日ごろから防災の重要性を十分自覚し、自主的な防火安全活動を積極的に実施することが大切であるため、火災予防運動などを通じて市民の防火、防災意識を高める。
2 消防体制の充実	消防署、支署及び分遣所の配置の見直しを含め、初動体制の充実に向けた体制づくりを進めるとともに、被害を軽減するため消防施設、機械器具を整備し、総合的な消防力の向上を図る。
3 救急・救助体制の充実	救命率向上のため、医療機関と連携した救急隊員の資質の向上、救急救命士の養成などにより、救急・救助体制の充実を図る。また、市民を対象とした救命講習会を開催し、応急手当に関する知識や技術の習得向上を図る。
4 消防・救急の広域化による体制の強化	消防・救急の広域化により、災害時の初動体制の強化や統一的な指揮の下での効率的・効果的な運用などの消防力の強化を図るとともに、効率化による現場活動要員の増強や専門要員の確保及び財政規模の拡大に伴う高度な資機材の整備を行い、市民サービスの向上を目指す。
5 消防団の充実強化・活性化対策の推進	消防団OBからの活動支援員の確保や消防団員を雇用する事業所への協力要請を行い、活動環境を整備する。また、市民に消防団活動をPRして理解を深め、消防団員の確保に努める。
6 防火対象物の安全対策	旅館、ホテル等に対する立入検査、実態的な消防訓練の実施及び従業員への防火意識の高揚を図り、来遊客が安心して泊まれる伊東温泉を目指す。

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
救急車の適正利用	市民は、救急車の正しい役割の理解に努める。消防機関は、医療機関と連携し、市民に対して、救急車を要請すべきか迷った場合に、緊急受診の要否や医療機関の受診のアドバイスを行うサービスの確立を目指す。
救命率の向上	市民は、心肺蘇生法やAEDの取扱いなど救命手当の知識を習得し、緊急時には迅速に通報するなど、適正な応急処置や傷病者の保護を行う。消防機関は、救急隊員の資質向上に努めるとともに救命用資機材の充実を図る。

## 2-2

安全・安心で快適なまち

# 災害対策の充実

## 現況と課題

今後、予想される東海地震や群発地震等の災害時に、自らの命は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」による地域防災力を高めることが重要です。

毎年、自主防災組織や地域住民を対象に防災訓練や防災講演会、防災講話を実施しています。今後も防災意識向上のため継続して実施する必要があります。

大規模災害に対応するため、消防署、地域の消防団及び自主防災組織が連携し、災害に強い安全な地域社会をつくる必要があります。

東北地方太平洋沖地震における津波被害を検証するとともに、伊豆東部火山群の防災対応を強化し、被害が最小限となるよう避難計画等を見直すなど、さらなる対策を進める必要があります。

災害時の情報伝達に使用する通信機材や自主防災組織の備蓄資機材が、有事の際に使用できなくならないように、点検を定期的実施するよう習慣づけるとともに、老朽化している資機材は計画的に更新する必要があります。

公共施設は、地震災害時等に、防災拠点としての機能を発揮する施設であり、災害応急対策を円滑に行うためには、これらの耐震化が重要です。市では、公共施設の耐震診断を実施し、耐震性が不足する施設について計画的に耐震化を進めてきました。

公共施設以外の建築物の耐震化への取組についても、人的被害を最小限にするために、建築物の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があります。平成13年度からTOUKAI-O事業により建築物の耐震化を図るため、建物の耐震診断及び住宅の耐震補強工事に対する補助事業を実施してきましたが、今後についても更に耐震化を推進するための普及啓発を進める必要があります。（「2-9 良好な住環境の整備」より）

災害発生時に助けが必要な方の支援を行うための<sup>\*1</sup>災害時要援護者避難支援事業を重点的に進める必要があります。（「1-7 地域福祉の充実」より）

武力攻撃から市民、生命、身体及び財産を保護するとともに、市民生活及び市内経済に及ぼす影響を最小限となるよう<sup>\*2</sup>伊東市国民保護計画の整備・充実を図る必要があります。

## 目標

市民の防災意識が高く、  
災害に強いまちを目指します。

## 成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状	目標値 (H27)	目標値 (H32)
自主防災組織数	市内全体の町内会、自治会のうち、自主防災会を組織する団体数(連合会組織を含む。)	平成23年1月	169団体 (全組織加入)	169団体 (全組織加入)
		156団体		
発災後の人的被害(死者数)	地震、津波、山・崖崩れ等の本市における人的被害のうちの死者数	平成22年度	0人	0人
		0人		

## 目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 防災意識の向上	自主防災組織及び地域住民を対象に、防災講演会や防災講話を実施し、市民一人一人の防災意識の向上を図るとともに、定期的に情報伝達訓練等を実施する等、自主防災組織及び地域住民の自主的な防災活動を促す取組を図る。
2 有事に強い体制づくり	総合防災訓練や地域防災訓練、土砂災害訓練、水防訓練、津波避難訓練などを通じ、日ごろから防災体制を強化するとともに、防災指導員等の協力を得て、地域の実情に合った訓練を行う。また、既存の避難計画に対し、東北地方太平洋沖地震で発生した大津波による被害状況や伊豆東部火山群の <sup>※3</sup> 「地震活動の予測情報と噴火警戒レベル」に基づく検証を図るとともに、検証を踏まえた発災時の情報伝達方法や住民自らの避難方法の啓発を行う。 自主防災組織に対し、必要となる非常食や資機材を交付する。 情報伝達における通信業務は、緊急警報、災害予防、被災状況、災害復旧等を迅速に処理するため、その機能を有効適切に活用できるよう、器具点検を定期的実施するとともに、その老朽化している諸機材は計画的に更新する。 発災後に迅速にインフラ等の整備や対応ができるよう、防災関係機関等との災害協定の締結を推進する。 伊東市国民保護計画に基づき、市民の協力を得つつ他の機関と連携協力し、自ら市民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する市民保護措置を総合的に推進する。
3 耐震化の推進	公共施設の耐震診断結果を踏まえ、避難所に指定されている教育施設等、優先度を定め、耐震化を継続的に取り組んでいく。また、公共施設以外の建築物については、昭和56年5月以前に建設された建物の耐震性の向上のため、耐震診断及び木造住宅耐震補強工事に対し、補助するとともに、耐震化の必要性について、普及啓発を実施する。
4 災害時要援護者避難支援計画の推進	自主防災会（町内会等）との連携を深め、地域福祉計画の具体的活動の柱である災害時要援護者避難支援計画を進めながら、地域の共助・互助を推進する。

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
<b>この施策分野全体を市民との協働により推進していきます。</b>	

- ※1 災害時要援護者避難支援:だれかの支援がなければ避難できない在宅者で、家族による支援が受けられない方を、町内会など地域みんなで連携しながら支援すること。
- ※2 伊東市国民保護計画:武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(国民保護法)に基づき伊東市が策定。市の地域における武力攻撃事態等に対処するため、平素からの備えや予防、応急対策及び復旧・復興等について統合的かつ計画的な対策を定めている。
- ※3 地震活動の予測情報と噴火警戒レベル:伊豆東部火山群では地下のマグマ活動に関連した活発な群発地震活動が発生することがあることから、気象庁では、平成23年3月31日から、群発地震活動の初期においてその後の活動規模等を予測した「地震活動の予測情報」を公表することとした。また、噴火警戒に対する対応等をレベル化した「噴火警戒レベル」も合わせて導入した。

## 2-3 安全・安心で快適なまち

# 総合治水対策の強化

### 現況と課題

河川や水路等の破損箇所を放置すると重大な災害の原因になるため、大雨の後のパトロールにより異常が認められた場合には、早急に対応しています。

河川改良等により、浸水被害の発生が減少しておりますが、近年の集中豪雨は、短時間での雨量が増加する傾向があるため、河川の増水による浸水被害や土砂災害防止の新たな対応が求められています。

河川や水路がない箇所において、急激な宅地化により雨水が路面に滞留することから、浸水被害が年々増加しており対策が必要です。

人的被害の発生するおそれがある危険な渓流や崩壊のおそれがある崖等の危険な箇所の対策を図っていますが、すべての危険箇所の整備を行うことは困難なため、引き続き対策事業を促進するとともに、人的被害を未然に防ぐ防災体制の確立を図る必要があります。

### 目 標

## 水害や土砂災害に強いまちを目指します。

### 成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状	目標値 (H27)	目標値 (H32)
河川があふれる件数	時間雨量50mm以下（静岡県が定めた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における河川改修の条件値）の条件下での河川があふれる件数	平成22年度	0件	0件
		0件		

## 目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 河川及び水路の整備促進及び維持管理	集中豪雨に対応する河川及び水路の整備を促進し、浸水被害等を防止するとともに、整備済みの河川等については、排水能力を維持するため、堆積物の除去、破損箇所の補修等維持管理に努める。
2 砂防及び急傾斜地崩壊防止事業の促進	危険箇所の調査を行うとともに、砂防事業及び急傾斜地崩壊防止事業の促進を国・県に働きかける。また、事業の受益住民との調整を図る。
3 水防体制の整備	土砂災害警戒区域の住民に対し、ハザードマップを作成し、個別配布することにより日ごろの備えと警戒・避難について啓発活動を推進する。また、消防や自主防災会等との連携・協力体制を構築するとともに、訓練の実施により連携・協力体制の強化を図る。

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
市民と市との協働による河川の維持管理	市民と市が協働して、各種河川愛護事業補助制度を積極的に活用し、河川の草刈りやごみ拾いなどの河川の環境美化活動を行う。これにより、河川の排水能力の維持に寄与する。
市民と市との協働による雨水の宅地内処理	路面に流出する雨水の減少を図り、住宅の浸水被害を軽減するため、市民の協力により宅地内への浸透樹の設置を推進する。



## 2-4 安全・安心で快適なまち

# 地域安全活動の充実

### 現況と課題

伊東市の犯罪件数は減っていますが、<sup>\*1</sup>乗物盗や侵入窃盗（別荘あらし）等の犯罪の増加や振り込め詐欺など、その内容は巧妙化・悪質化していることから、今後もマスメディアを活用した広報や街頭キャンペーンの実施など、防犯啓発活動を推進していく必要があります。

生活安全推進協議会が組織する防犯・暴力追放推進委員会などの関係機関・諸団体等との緊密な連携による諸活動の実施により、検挙・補導した犯罪少年及び<sup>\*2</sup>触法少年の件数は減少しているものの、低年齢化や窃盗等の重犯罪が進んでいるため、より一層の防犯活動を推進していく必要があります。

伊東市の交通事故件数は減っていますが、特に高齢者に関係した追突や安全運転義務違反による事故の割合が増加しています。高齢者に向けた交通安全教室の開催など、交通安全対策を強化するとともに、生活安全推進協議会が組織する交通安全推進委員会などの関係機関・諸団体等と連携し、市民への交通安全意識の向上を図り、交通事故防止に努める必要があります。

携帯電話情報サービスの架空請求やインターネットオークションによる被害など、消費者を対象とした犯罪の多様化・複雑化が進んでいます。また、依然として高齢者を対象にした訪問販売被害も増加しており、これらの被害を未然に防ぐために、啓発活動だけでなく地域との連携などを強化する必要があります。

### 目 標

事件・事故が少なく、  
安全で安心なまちを目指します。

### 成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市内における <sup>*3</sup> 刑法犯認知件数	伊東警察署発行の「犯罪の あらし」	平成21年	670件	630件
		710件		
市内における交通人 身事故発生件数	伊東警察署発行の「交通の あらし」	平成21年	550件	520件
		585件		



## 目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 防犯・暴力追放対策の充実	安全で安心して生活できる地域社会をつくるため、警察、生活安全推進協議会等の各種団体と連携し、地域の連帯意識の高揚を図る。また、広報活動や防犯教室の開催、空家及び廃屋の見回り、犯罪被害弱者対策など、防犯・暴力追放のための対策を推進する。なお、地域に必要なとする交番の設置を県警に対し、働きかける。
2 交通安全対策の充実	市民一人一人が自らの交通安全の知識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図る。また、幼児から高齢者まで交通安全教室を行うとともに、地域の交通指導員の確保と育成に努め、警察、生活安全推進協議会等の各種団体と連携し、交通安全協会を始めとする各交通安全団体が行っている活動を支援する。さらに、交通事故の発生につながる道路環境や交通安全施設等を整備するとともに、警察署に対し、交通規制の適正化を働きかける。
3 消費者の立場に立った相談業務の充実	多様化・複雑化する消費生活問題に迅速・的確に対応するために、相談員のレベルアップや被害に迅速に対応できる体制づくりを強化し、安全で確かな商品やサービスを選択する賢い消費者の育成や被害の未然防止のための啓発活動などを行い、消費者の立場に立った消費者相談業務の充実を図る。

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
犯罪及び交通事故防止に対する意識の高揚	市民は、自らの安全は自ら守る意識の下、日ごろから住宅、自動車等の確実な施錠を行い、安全運転を励行する等、犯罪及び交通事故の防止に努める。市は、市民の意識の高揚が図れるよう、広報及び啓発活動や、市民及び事業者の自主的活動の促進に関する必要な施策を実施する。

※1 乗物盗:車両の盗難及び車上荒らしのこと。

※2 触法少年:刑法、特別法に触れる行為をした14歳以下の少年のこと。

※3 刑法犯認知件数:殺人、傷害、窃盗の犯罪で警察が事案を犯罪と認めた件数

## 2-5 安全・安心で快適なまち

# 安全な水の安定供給

### 現況と課題

伊東市の水道水は、地下水を主な原水としており、自然の力により長い時間をかけてろ過され、生み出された水質はとて良好で、最低限の塩素消毒のみで水道水として利用できます。今後も、安全な水道水を供給していくことが求められています。

豊富な地下水に恵まれ、年間を通じて安定的に給水できていますが、観光地としての特性から、水需要が急激に増大する行楽シーズンなど、時期によって貯水量に余裕がなくなる地域があります。今後、このような地域の解消が求められています。

水道は市民の重要なライフラインであるため、平常時はもとより災害・事故時においても給水できることが求められています。また、水道施設に被害が発生した場合においても、早期復旧を実現するため、体制の強化を図る必要があります。

水道施設の半数以上が完成後30年以上経過しているため、災害・事故時に備えた施設管理を行うとともに、今後も順次耐震診断を実施し、診断結果に基づき計画的な施設の改良を進める必要があります。

将来にわたって、市全域に対し継続的に水を安定供給するため、民営水道のうち、11事業者との統合を計画し、うち7事業者との統合が完了しています。

### 目 標

安心でおいしい水が安定的に供給されるまちを目指します。

### 成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状	目標値 (H27)	目標値 (H32)
水質・安定供給・水道料金などを総合的に評価した場合の、満足している使用者の割合	水道使用者を対象としたアンケート調査の「現在の水道について、どのくらい満足していますか」に対して「とても満足」及び「まあまあ満足」と答えた人の割合	平成21年度	88%	90%
		86%		

## 目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 安全な水道水の確保	水質検査計画に基づき、毎年度水質検査を実施し、安全な水道水を供給するとともに、全国的に問題になっている塩素消毒が効かない生物に対して、発生を想定した対策を検討する。
2 水道水の安定供給対策の推進	行楽シーズンなど水需要が増大する時期に貯水量の余裕がなくなる地域を解消するため、奥野ダム水源の活用や配水系統の見直しとともに、水道施設の整備を進める。
3 災害時に迅速に対応できる体制づくり	職員の技術力の向上に取り組み、災害・事故時の応援協力体制を確立する。
4 災害・事故に備えた施設の管理・耐震化の推進	老朽化した水道施設について優先順位を定め、順次更新する。また、耐震化計画を策定した上で施設の耐震化を進めるとともに、老朽管は耐震性に優れたものに交換する。
5 持続可能な経営基盤の強化	水道料金の収納率の向上を図り、企業債残高の縮減に向けた経営を推進する。また、水道施設の整備充実や耐震化のため、料金体系の見直しを検討する。
6 民営水道の統合の推進	未統合となっている4事業者の統合の推進に加え、さらに他の民営水道事業者とも統合に向けて協議を行っていく。

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
災害に備えた水の備蓄	防災対策の一環として、市は広報誌等により水の備蓄の必要性を呼びかけ、市民は家庭や職場での生活用水の確保に努める。

## 2-6

安全・安心で快適なまち

# ごみ対策の充実

## 現況と課題

循環型社会形成推進のため分別収集を実施していますが、可燃(焼却)ごみの中に資源化できるものが含まれていることから、一層のごみ分別の周知を徹底することが重要です。

指定ごみ袋によるごみ処理有料化の実施により、可燃ごみ減量化の効果が現れていますが、更なる減量化を目指した啓発活動が必要です。

環境美化センターの焼却炉は長年の稼働により、老朽化が著しく改修の必要性が生じていることから、施設の更新改良整備を行う必要があります。

ごみステーションは、地域住民の管理により設置されていますが、違反ごみ排出などの迷惑行為の防止に対しては、地域住民と連携し、適正な管理を行っていく必要があります。

犯罪行為である家庭用品、家電品、建築廃材などの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は周囲の環境なども破壊する行為であるため、パトロールの強化を始め、住民との協力により不法投棄されにくい環境づくりの対策が必要です。

## 目 標

ごみの少ない良好な環境を目指します。

## 成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状	目標値 (H27)	目標値 (H32)
ごみの排出量	ごみの総収集量	平成21年度	34,219トン	33,918トン
		36,020トン		
リサイクル量	ごみの総収集量に占める資源化量と資源化率 ※括弧内は資源化率	平成21年度	7,521トン (21.98%)	7,604トン (22.42%)
		7,634トン (21.19%)		

## 目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 ごみ分別の更なる推進	「伊東市ごみ・資源収集カレンダー」に基づくごみ分別を徹底し、事業者の協力も得ながら、ごみの減量を図り、循環型社会の構築を推進する。
2 ごみ減量のための3Rの推進	廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを基本に、商品の過剰包装抑制、エコ(マイ)バッグ利用、リサイクル品使用などを、一人一人が心掛けるよう広報やイベントなどを通じ周知する。
3 環境美化センターの更新改良整備	安定的なごみ処理を行うため、老朽化した焼却設備の更新改良整備を早期に実施する。
4 リサイクル環境の整備	ペットボトル等の資源化を実現するため、環境美化センターに資源化物の中間処理施設を整備する。また、町内会や子供会などの資源回収団体による資源回収量の増加を図るため、団体の育成などを行う。
5 不法投棄対策の推進	不法投棄による環境の悪化を防止するため、パトロールを強化するとともに、所轄保健所、警察と連携し、防止対策に取り組む。また、民有地への不法投棄に対しては、管理者へ防止対策などの助言を行う。

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
地域ぐるみによる 環境美化活動	市民一人一人が、ごみの分別や減量について日常的に意識するとともに、町内会や各種団体が行う清掃活動に対し、積極的に参加する。市は、市民によるまちの美化活動を推進するため、ごみ袋の提供や収集したごみの回収などの支援を行う。

## 2-7 安全・安心で快適なまち

# 環境にやさしいまちづくり

### 現況と課題

人が生活し、生産活動を行うことにより、地球温暖化の主な原因である温室効果ガスが増加し、異常気象の発生や生態系への影響が懸念されています。低炭素社会の構築を図り、緑豊かな地球環境を維持していくため、新エネルギー・省エネルギー導入に対する支援の実施や、次世代の子ども達に対する環境教育の充実を図る必要があります。

森林は、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的な役割を果たしているため、無秩序な開発防止に努めるほか、保全と有効利用を図る必要があります。

愛護動物の飼養者の不適切な飼育により、迷惑を受けている周辺住民との間でトラブルが発生しています。飼養者に対して、愛護動物の適正な飼育指導を行うとともに、周辺住民についても、人と愛護動物とが共生していくための理解を求めていく必要があります。

住民の生活環境を阻害する事業者及び個人が発生する騒音・振動・悪臭・野焼き等に対する相談が寄せられています。行為者に対して、迷惑行為を防止するための指導を行う必要があります。

### 目 標

市民が環境に関心を持ち、  
人にやさしいまちの創造を目指します。

### 成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状	目標値 (H27)	目標値 (H32)
太陽光発電システム設置世帯数	市内設置世帯数	平成21年度	960世帯 (2.77%)	1,920世帯 (5.53%)
		480世帯 (1.38%)		
愛護動物・環境に関する迷惑行為に寄せられる苦情件数	市民から市に寄せられた苦情件数(環境課実績)	平成21年度	74件	66件
		83件		

## 目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 低炭素社会の構築及び地球環境の保全	低炭素社会の構築及び地球環境の保全を図るため、広報媒体を活用し、市民への啓発を図るとともに、保全に向けた市民の取組に対して支援する。また、事業者の啓発活動に対しての支援を行い、環境保全に対する市民意識を高める。
2 森林整備事業の促進	荒廃した森林を整備する森の力再生事業や治山、林道整備事業などの森林整備事業により、良好な森林環境を整備・保全し、土砂流出防止及び洪水や濁水を緩和させる。
3 健康で安全な生活環境の確保	犬・ねこの飼育及び騒音・振動・悪臭・野焼き等の問題について、市民・事業者への周知を図るとともに、保健所や警察と連携し、その防止に努める。

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
※環境カウンセラー等との協働による地球環境や生活環境の保全を図る啓発活動の実施	環境カウンセラー等との協働による児童、生徒に対する低炭素社会に向けた取組を始めとした啓発活動を通じ、地球温暖化防止や環境保全に関する市民の意識を高め、問題解決への道筋を探る。
市民参加の森づくり推進	民間との協働により、森林環境を保護するために、杉、ひのきを間伐した後に広葉樹の植栽を促進する。また、市民参加の森づくりのために森林ボランティアを育成する。
市民・動物ボランティア・保健所との協働による地域ねこ対策の実施	飼い主のいないねこによる迷惑行為を減少させるため、地域住民等の理解と協力の下、不妊去勢手術などを行うことにより、問題解決を図る。

※環境カウンセラー：市民活動や事業者の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき、市民やNGO（民間人や民間団体のつくる組織）、事業者などの行う環境保全活動に対する助言などを行う人材として、環境省に登録されている方々

## 2-8 安全・安心で快適なまち

# 生活排水対策の充実

### 現況と課題

川・海等の水質保全や生活環境の向上を図る上で、汚水や排水の適切な処理は必要不可欠です。快適な市民生活を送るために必要な環境を整備し、公共下水道の供用開始区域においては、下水道への接続世帯を増やすことが求められています。

市民生活の安心・安全確保を図るために、適切な汚水処理を行う必要があり、今ある膨大な下水道施設の計画的な維持管理（改築・更新）が求められていますが、下水道施設の維持管理（改築・更新）には、多額の事業費が必要となることから、健全な経営を続けていくためには、中長期的な経営判断の下に事業を進めることが必要です。

汚水処理費用については、県内各市の状況・地域性を考慮し、経費格差の公平性を保つていくために、下水道使用料で回収すべき経費の額について検討を加える必要があります。

公共下水道事業区域外については、合併浄化槽設置補助制度の活用や維持管理の更なる指導徹底を図る必要があります。

### 目 標

生活排水の適正処理や水洗化により、清潔で快適な生活環境を目指します。

### 成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状	目標値 (H27)	目標値 (H32)
環境基準（*河川BOD・海域COD）	環境基本法に基づき静岡県が定めた環境基準点の河川BOD・海域COD	平成21年度	引き続き達成	引き続き達成
		達成		



## 目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 下水道の整備促進	公共下水道における、事業認可計画区域内の整備効果の高い未整備箇所から順次整備に努める。
2 水洗化の促進	公共下水道及び地域汚水処理施設の供用開始区域において、啓発活動を推進することにより、下水道等への接続世帯の増加に努め、より良い水環境確保のための水洗化向上を目指す。
3 下水道施設の適正管理	下水道施設は、従来の事故発生型対応から事前予防的な維持管理をすることで、排水・処理機能の停止や道路陥没等の事故の未然防止を図るとともに、既存施設を活用し、その耐用年数の延伸を図る。
4 下水道の健全経営	一般会計からの繰入金等、下水道事業経営のあり方を検討し、経費内容の明確化と経営の健全化を図る。
5 適正な浄化槽の継持管理の推進	補助制度の活用による単独浄化槽から合併浄化槽への切り替え指導や、法令に基づく、水質検査、保守点検、清掃の促進を図るため、県との連携による講習会や立入検査を実施するとともに広報紙などを活用した啓発活動により、適正な浄化槽の継持管理を推進する。

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
水環境に対する市民の理解促進	良好な水環境を確保するため、家庭排水の問題について学習し、下水道や浄化槽に対する理解を深めるとともに、公共下水道の利用向上に努める。

※河川BOD・海域COD:水の汚れを示す数値。河川・湖沼ではBOD、海域ではCODと表現する。数値が小さい方が良い。

## 2-9

安全・安心で快適なまち

# 良好な住環境の整備

## 現況と課題

東海地震等が予想される中、人的被害を最小限にするために、建築物の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、平成13年度からTOUKAI-O事業により建築物の耐震化を図るため、建物の耐震診断及び住宅の耐震補強工事に対する補助事業を実施してきましたが、今後についても更に耐震化を推進するための普及啓発を進める必要があります。

建築物について、新築・増築等の建設時の設計及び施工不良などによる欠陥や関係法令への不適合等をなくし、安全で良好な住環境等を確保する必要があります。

既存建築物に吹き付けられたアスベストの飛散による健康被害を未然に防止し、生活環境の保全を図るため、アスベストの除去等の対策を行う必要があります。

市営住宅の入居者の方や、これから入居される方の良好な住環境の整備を確保するため、施設の内装や設備の傷んだ部分の改修を実施することが求められています。また、需要の状況を踏まえ、管理戸数を削減する必要があります。

## 目 標

建物の安全を確保し、良好な住環境を目指します。

## 成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状	目標値 (H27)	目標値 (H32)
民間住宅の耐震化率	民間住宅で*耐震性のある住宅の割合	平成20年	90%	90%
		75%		
建築基準法による完了検査実施率	年度ごとの建築確認済の建築物に対する完了検査実施件数の割合	平成21年度末	90%	100%
		75%		

## 目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 民間建築物の耐震化の推進	昭和56年5月以前に建設された建物の耐震性の向上のため、耐震診断及び木造住宅耐震補強工事に対する補助をすることにより、耐震化を推進する。
2 建築物の完了検査実施の推進	窓口や電話での建築相談を実施するとともに、建築確認済証交付時には完了検査等を受けるように文書を添付し啓発を行う。
3 民間建築物アスベスト対策の推進	民間建築物の吹付けアスベスト含有調査、除去工事、封じ込め及び囲い込み工事に対し補助するとともに、事業に関する普及啓発を実施する。
4 市営住宅の維持・管理	市営住宅の維持管理を行うとともに、施設の内装や設備の傷んだ部分については、必要に応じ改修を実施する。また、火事や地震等により被害を受けたとき、一時的に使用ができる住宅を確保するための環境整備を行う。なお、木造住宅や耐震性が劣る住宅については、空家となった場合は解体するなど計画的に管理戸数を削減する。

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
住環境の安全性の向上	建築物の耐震化の必要性について、普及啓発活動を実施することにより、住環境の安全性の向上に対する市民の意識向上を図る。このことにより、市民と行政が協力して安全な住環境の整備に取り組む。

※耐震性のある住宅:ここでいう「耐震性のある住宅」とは、昭和56年5月以前に建てた住宅で耐震診断により「耐震性が有り」となった住宅及び耐震補強工事をした住宅、並びに昭和56年6月以降に建てた住宅をいう。

# 2-10

安全・安心で快適なまち

# 潤いと活気のあるまちづくり

## 現況と課題

中心市街地の賑わいを創出するため、道路整備等に取り組んでいますが、一方で商店街の衰退や若者の郊外移住等により、定住人口の減少や賑わいの喪失など中心市街地の空洞化が進行していることから、賑わいを取り戻すための活性化策が必要です。

自然公園法による規制や、市内各種団体による良好な景観形成・保全活動等により、伊東八景を始めとする恵まれた自然環境と調和した快適なまちづくりに取り組んできました。しかしながら、幹線道路沿いに乱立する看板や、景観への配慮がされていない建物により、自然景観や街並み景観が阻害されている場所も見受けられることから、良好な景観を維持するための改善策が求められています。

中心市街地を活性化していくためには、市民や多くの観光客が利用する伊東の玄関口である伊東駅前地区の整備が重点取組の一つですが、駅前広場周辺は電車の発着時間前後を中心に、車や歩行者で混雑し、市民や観光客が憩える空間となっていません。このため、伊東駅前地区を安全・安心で観光地にふさわしい賑わいのある空間として整備することが求められています。

\*用途地域内では、建物用途の制限を設けることで適正な土地利用を誘導し、良好な住環境の形成や商業地等としての利便性向上を図っていますが、用途地域が定められていない地域においては、一部に無秩序な開発による市街化の進行が見られ、自然環境が損なわれる原因ともなっています。

## 目 標

地域特性をいかした安全で快適な市街地を形成するとともに、良好な街並み景観を目指します。

## 成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状	目標値 (H27)	目標値 (H32)
伊東市の景観が好ましいと感じる市民の割合	伊東市の景観に関する市民意向調査の「あなたは、本市が好ましい景観のまちだと思いますか。」に対し、「好ましい」又は「まあ好ましい」と答えた人の割合	平成21年6月	56%	62%
		51%		

## 目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 中心市街地の活性化の推進	温泉街の情緒や賑わいを再生し、観光地として個性的な景観の維持保全を図るため、温泉文化の拠点づくりや商店街の魅力づくりを進めることにより、市民の憩いの場の創出と観光交流人口の増加を図る。
2 自然環境をいかした憩いの場の整備	市民や観光客の安らぎと憩いの場所として、公園や緑地などの整備を図る。これらの整備とともに、郊外においても、自然環境との調和により、広く市民が散策に訪れる憩いの場としての整備、活用を図る。
3 個性的で魅力あふれる景観の形成と保全	景観法に基づく景観条例を制定することで、温泉街の雰囲気や恵まれた自然等、伊東市の特性をいかした良好な景観の形成と保全を推進する。
4 伊東駅前地区の賑わいの演出	伊東の玄関口としての利便性の向上や賑わいの創出のため、再開発事業等により伊東駅前広場や駅前地区を整備する。
5 土地利用の健全化	用途地域の指定範囲や種類の見直しにより、地域特性に合わせた制限を設け、乱開発の抑制や秩序ある土地利用を図る。

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
市民との協働による中心市街地活性化の促進	官・民が役割分担により、それぞれが得意分野を担って力を発揮できるよう、話し合いの場となるまちづくりに関する協議会等を設けることにより、若者から高齢者までの世代との協働活動を進めていく。

※用途地域:地域特性に合わせて建築物の用途及び形態の制限を行うことにより、適正な都市機能と良好な都市環境を有する市街地形成を図る地域

## 2-11

安全・安心で快適なまち

# 公共交通体系の充実

## 現況と課題

少子高齢化、人口減少、モータリゼーションの進展等により公共交通利用者は年々減少し、特に、路線バスのほとんどが赤字路線となっている中で、不採算路線からの撤退や運行頻度の減少が進み、利用者の利便性が低下しています。高齢者などの交通弱者が増えていくことから、日常生活に密着して利用される生活路線バスの維持が今後ますます重要になります。

伊東市と周辺市町を結ぶ陸路は、山間部や海沿いの斜面を通るルートのみであり、地震や大雨・台風等の影響により、頻繁に道路の通行止めや鉄道の運転休止が発生しています。このことから、今後発生が予想される東海地震や神奈川県西部の地震に対し、災害に強い緊急避難路や緊急輸送路の確保が喫緊の課題となっています。

## 目 標

便利で災害に強い公共交通体系の充実を目指します。

## 成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状	目標値 (H27)	目標値 (H32)
生活路線バスの年間乗車人員	生活路線バスとは、市民の通勤、通学及び通院等の交通手段の確保のため、市の補助金を活用して運行しているバスで、平成23年2月現在で11路線が運行されている。	平成22年6月	238,000人	238,000人
		238,290人		

## 目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 地域公共交通の 利便性向上・安全性確保	事業者と協力して、バス路線の見直しやダイヤの変更等を行い、利用者のニーズに合ったバス路線網の確立を図る。また、事業者に対し、乗り継ぎ改善策など、鉄道の利便性向上についての要望を行うとともに、国や県と連携して、公共交通のバリアフリー化や鉄道の防災性向上への支援を実施する。
2 緊急避難路や輸送路の 確保のための港湾整備の推進	ぜい弱な陸路以外の交通手段として、海路による災害時等の緊急避難路や輸送路の確保を目指し、港湾整備を推進する。

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
地域の実情に応じた 公共交通の検討	地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、利用者の利便を向上させるため、地域住民・利用者・事業者・行政が一体となって、地域の実情に応じた公共交通のあり方を検討する。

## 2-12 安全・安心で快適なまち

# 道路環境の整備

### 現況と課題

道路は市民生活に不可欠であり、また、観光スポットを結ぶ重要なインフラです。伊東市では、道路網の整備を進めていますが、観光シーズンには車が集中し、市内各所で渋滞が発生しているため、渋滞の緩和対策が求められています。

道路面の破損等により車両の損傷事故が発生しないよう、道路パトロールの実施等、安全な道路環境の整備を続けていく必要があります。

生活道路については、現在、消防車等緊急車両が進入できるよう整備を実施していますが、市民の利用状況に応じて狭小な市道の拡幅を進める必要があります。

伊東市では、道路改良工事等において、歩道のバリアフリー化を行っていますが、高齢社会に対応した歩行者中心の、より安全な道路整備を続けていく必要があります。

### 目 標

円滑・安全・安心・快適な道路環境を目指します。

### 成果指標

指標	指標の内容・出所等	現状	目標値 (H27)	目標値 (H32)
道路整備について満足している市民の割合	市民意向調査の「国道・県道・幹線道路の整備」に対し、「満足」及び「やや満足」と答えた人の割合	平成21年度	17.70%	22.70%
		12.70%		
幹線市道の整備率	(整備済幹線市道の延長) ÷ (幹線市道の総延長) × 100	平成20年度末	90.20%	92.70%
		87.70%		



## 目標を実現するための具体的な方策

方 策	概 要
1 円滑な道路環境の整備	国・県道と幹線市道を計画的に結び、交通の流れが円滑になるよう道路網を整備する。
2 安全・安心な道路環境の整備	路面の破損箇所等については、道路パトロール等により早期発見、早期補修に努め、老朽化した広範囲の舗装路面の補修については、修繕計画に基づいた計画的な修繕を行う。また、生活道路については消防車等緊急車両が進入できるよう拡幅整備するとともに、カラー舗装等で歩行者が安心して歩けるスペースを確保する。
3 快適な道路環境の整備	快適に歩ける道路に整備するため、歩道のバリアフリー化を促進する。

## 市民の皆さんと一緒に進めていく方策

方 策	概 要
市民と市との協働による道路の維持管理	市民と市との協働により道路の環境美化を行う「伊東市公共施設の里親制度（アダプトシステム）実施要綱」及び「伊東市道路愛護推進事業補助金交付要綱」を活用し、積極的に市民の道路環境美化活動への参加を促進する。

## 【汐吹海岸】



伊東港から川奈港へ向かう途中にあり、沖に手石島を望む汐吹海岸。名物の汐吹き岩は潮の干満によって断崖絶壁の洞穴から潮を吹き上げ、自然の雄大さを感じさせてくれる。